

第4 生活衛生課

事務事業名	事務事業内容
1 食品衛生指導事業	◎ 食品衛生法に基づく営業許可・監視指導、と畜場法に基づく設置許可・と畜検査等及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく設置許可・監視指導の事務を行う。
2 生活衛生指導事業	◎ 興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、温泉法、水道法、化製場等に関する法律、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律、墓地、埋葬等に関する法律に基づき、営業・設置許可、監視指導等の事務を行う。
3 試験検査事業	◎ 食品衛生法に基づく収去検査を行うほか、感染症や食中毒発生時には原因特定のための検査を行う。
4 動物愛護事業	◎ 狂犬病予防法に基づく飼犬の登録及び狂犬病予防注射に係る事務、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく犬猫の保護収容、動物取扱業の登録と監視指導、適正飼育に係る指導・啓発の業務を行う。 また、市民による地域ねこ活動を支援し、所有者不明猫対策を推進するとともに、保健所に保護された猫の譲渡を促進し、殺処分をなくすため、保護猫一時預かりボランティア支援及び譲渡推進事業を行う。
5 動物愛護管理センター整備事業	◎ 動物のいのちを尊重し、保護動物の返還・譲渡を推進するとともに、動物愛護の普及啓発により、いのちの大切さや共につながり支え合う心を育む拠点となる施設として、県と共同で設置する。 開所後は、県市職員が共同で、県全域も対象とした動物愛護管理関連業務、所管する狂犬病予防法及び動物の保護及び管理に関する法律等に関する業務を行うほか、各地域で譲渡に至らなかった犬猫をセンターに移送し、譲渡まで飼養管理を行う。

<参考>

玉山総合事務所

○ 住民福祉課

(1) 母子保健関係

事務事業名	対象者	事務事業内容	実施時期及び回数/備考
思春期保健事業	玉山地域内小中学校	次代を担う若年世代が、自己の命や生み出す命の大切さと、生命誕生に関わる責任をもち、家族や社会の一員として健康的に社会生活を送ることができるようにすることを目的に開催する。	玉山地域内小学校4校・中学校3校
ふれあい体験学習	玉山地域内中学校	日常の中で乳幼児と接する機会の少ない生徒が、乳幼児の発達や接し方について学ぶことで母性父性を育むとともに、生命の尊厳と自らの健康について理解を深める。	玉山地域内中学校1～2校

(2) 成人保健関係

事務事業名	対象者	事務事業内容	実施時期及び回数	備考
健康相談 地区健康相談 随時健康相談	玉山地域市民	各地区コミュニティセンター等で生活習慣病の予防を目的とした相談、血圧測定、栄養相談等	地区では年1回～3回 住民福祉課では随時	地区回覧で周知 地区保健推進員の協力を得て実施